

平成27年第2回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成27年6月25日（木曜日） 午前 9時30分開議

- 第 1 議案第25号 中頓別町不妊治療費助成事業に関する条例の制定について
第 2 議案第33号 中頓別町商工事業継承者支援条例の制定について
第 3 議案第29号 平成27年度中頓別町一般会計補正予算
第 4 議案第31号 平成27年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
追加日程第1 議案第25号 中頓別町不妊治療費助成事業に関する条例の制定について
（いきいきふるさと常任委員会委員長報告）
追加日程第2 議案第33号 中頓別町商工事業継承者支援条例の制定について（いきい
きふるさと常任委員会委員長報告）
追加日程第3 議案第29号 平成27年度中頓別町一般会計補正予算（いきいきふるさ
と常任委員会委員長報告）
追加日程第4 議案第31号 平成27年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
（いきいきふるさと常任委員会委員長報告）
第 5 議案第30号 平成27年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算
第 6 議案第32号 平成27年度中頓別町水道事業特別会計補正予算
第 7 発議第 4号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と
処遇改善を求める意見書（案）
第 8 発議第 5号 介護報酬の再改定を求める意見書（案）
追加日程第5 同意第 3号 中頓別町教育委員会教育長の任命につき同意を求めること
について
第 9 閉会中の継続調査について

○出席議員（8名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 佐藤奈緒君 | 2番 長谷川克弘君 |
| 3番 西浦岩雄君 | 4番 宮崎泰宗君 |
| 5番 細谷久雄君 | 6番 東海林繁幸君 |
| 7番 星川三喜男君 | 8番 村山義明君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	小	林	生	吉	君
教	育	柴	田	弘	君	
総	務	和	田	行	雄	君
総	務	吉	田	智	一	君
総	務	野	露	みゆき	君	
ま	ち	遠	藤	義	一	君
づ	く					
り		藤	田	徹	君	
推	進					
課	長	中	原	直	樹	君
主	幹	山	内	功	君	
産	業	平	中	敏	志	君
建	設	千	葉	靖	宏	君
課	長	矢	上	裕	寛	君
産	業	北	村	哲	也	君
建	設	青	木	彰	君	
課	主					
査		工	藤	正	勝	君
保	健	藤	井	富	子	君
福	祉	小	林	嘉	仁	君
課	長	長	尾	享	君	
主						
査						
教	育					
次	長					
学	校					
給	食					
セ	ン					
タ	ー					
所	長					
会	計					
管	理					
者						
国	保					
病	院					
事	務					
長						
国	保					
病	院					
事	務					
次	長					

○職務のため出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	高	井	秀	一	君		
議	会	事	務	局	書	記	田	辺	め	ぐ	み	君

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付した議事日程第2号のとおりです。

（午前 9時30分）

◎議案第25号、議案第33号、議案第29号、議案第31号

○議長（村山義明君） 日程第1、議案第25号 中頓別町不妊治療費助成事業に関する条例の制定の件、日程第2、議案第33号 中頓別町商工事業継承者支援条例の制定の件、日程第3、議案第29号 平成27年度中頓別町一般会計補正予算、日程第4、議案第31号 平成27年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算を一括議題とします。

本件について順次簡略に提案理由の説明を求めます。

小林町長。

○町長（小林生吉君） おはようございます。議案第25号 中頓別町不妊治療費助成事業に関する条例の制定について、矢上保健福祉課長から、議案第33号 中頓別町商工事業継承者支援条例の制定について、遠藤まちづくり推進課長、議案第29号 平成27年度中頓別町一般会計補正予算、和田総務課長、議案第31号 平成27年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算、小林国保病院事務長、それぞれ説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 矢上保健福祉課長。

○保健福祉課長（矢上裕寛君） おはようございます。では、まず57ページをお開きください。議案第25号 中頓別町不妊治療費助成事業に関する条例の制定について。

中頓別町不妊治療費助成事業に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年6月24日提出、中頓別町長、小林生吉。

60ページをお開きください。制定の要旨であります。北海道では平成16年10月1日より、国内における不妊治療のうち、高額な医療費のかかる体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）に要する費用の一部を助成し、その経済的負担の軽減を図ることを目的に、北海道特定不妊治療費助成事業を実施してきました。この条例は、当町の一般的に妊娠が可能な年齢にあるご夫婦が不妊治療により妊娠を希望される場合に、その治療に係る医療費の一部を助成するものでございます。当町では、北海道の助成対象である特定不妊治療だけでなく、その他医師が認めた一般不妊治療も助成の対象治療としております。

以上でございます。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） おはようございます。議案第33号 中頓別町商工事業継承者支援条例の制定について。

中頓別町商工事業継承者支援条例を別紙のとおり制定する。

平成27年6月24日提出、中頓別町長、小林生吉。

最終ページであります。制定の要旨であります。本町における多くの事業所が人口減少に伴い大変厳しい経営環境にあり、特に事業主の多くが高齢化傾向にあり、事業継続の上で体力面での苦勞が多く見られる状況にあります。本町で将来にわたり生活していく上で生活基盤関連事業所の確保は重要ですが、事業継承者（後継者）の確保も容易な状況ではないことから、町内における商工事業者の事業継承を広く促すとともに、町内における雇用の場を確保することにより人口減少対策につなげるため、新たな助成制度を整備するものであります。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） おはようございます。議案第29号でございます。1ページをお開きいただきたいと思います。

平成27年度中頓別町一般会計補正予算。

平成27年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,213万7,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ27億2,646万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成27年6月24日提出、中頓別町長、小林生吉。

常任委員会付託ということでございますので、事項別明細書の内容につきましては省略し、提案説明とさせていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（村山義明君） 小林国保病院事務長。

○国保病院事務長（小林嘉仁君） おはようございます。それでは、議案第31号 平成27年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。総則、第1条、平成27年度中頓別町国民健康保険病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、平成27年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、支出とも既決予定額に59万4,000円を追加し、5億2,750万2,000円とするものです。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入は既決予定額に2,429万8,000円を追加し、2,843万2,000円、支出は既決予定額に5,012万円を追加し、6,065万9,000円とし、収支で不足する額は損益勘定留保資金で補填いたします。

他会計からの補助金、第5条、予算第7条に定めた一般会計から受ける補助金の予定額を次のとおり補正する。一般会計補助金としまして、既決予定額に2,231万8,000円を追加して1億3,159万1,000円とするものです。

平成27年6月24日提出、中頓別町長、小林生吉。

以上、簡単であります、説明とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となりました議案第25号、第33号、第29号、第31号については、いきいきふるさと常任委員会に付託して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号、第33号、第29号、第31号については、いきいきふるさと常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。ただいまいきいきふるさと常任委員会に付託した議案第25号、第33号、第29号、第31号については、会議規則第46条第1項の規定により、今定例会の会期中に審査を終了するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号、第33号、第29号、第31号については、今定例会の会期中に審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

常任委員会審査のため、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時39分

再開 午後 1時08分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（村山義明君） お諮りします。

ただいま議案第25号、第33号、第29号、第31号についていきいきふるさと常任委員会委員長報告が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1から第4として議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号、第33号、第29号、第31号のいきいきふるさと常任委員会委員長報告を日程に追加し、追加日程第1から第4として議題とすることに決定しました。

◎議案第25号、議案第33号、議案第29号、議案第31号

○議長（村山義明君） 追加日程第1、議案第25号 中頓別町不妊治療費助成事業に関する条例の制定の件、追加日程第2、議案第33号 中頓別町商工事業継承者支援条例の制定の件、追加日程第3、議案第29号 平成27年度中頓別町一般会計補正予算、追加日程第4、議案第31号 平成27年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算を一括議題とします。

本件につきまして、いきいきふるさと常任委員会委員長の報告を求めます。

東海林さん。

○いきいきふるさと常任委員長（東海林繁幸君） いきいきふるさと常任委員会審査報告をいたします。

平成27年6月25日、中頓別町議会議長、村山義明様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、東海林繁幸。

いきいきふるさと常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

事件の番号、議案第25号 中頓別町不妊治療費助成事業に関する条例の制定について、審査の結果、原案可決。

議案第33号 中頓別町商工事業継承者支援条例の制定について、審査の結果、原案可決。

議案第29号 平成27年度中頓別町一般会計補正予算、審査の結果、原案可決。

議案第31号 平成27年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算、審査の結果、原案可決。

審査の意見を申し上げます。議案第25号、不妊治療費助成対象者の夫婦の所得金額730万円以下の制限についての撤廃を検討すべきである。

議案第31号、看護師住宅建設の必要性については認められるが一般住民の住宅不足解消もあわせて検討すべきである。国保病院の医師2名体制の実現に向けては、子育て支援の面からも小児科も診察できる医師の確保に努力すべきである。

以上。

○議長（村山義明君） 報告が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより議案第25号 中頓別町不妊治療費助成事業に関する条例について討論を行い

ます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第25号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号 中頓別町不妊治療費助成事業に関する条例は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第33号 中頓別町商工事業継承者支援条例の制定について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第33号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号 中頓別町商工事業継承者支援条例は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第29号 平成27年度中頓別町一般会計補正予算について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第29号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号 平成27年度中頓別町一般会計補正予算は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第31号 平成27年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第31号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号 平成27年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第30号

○議長(村山義明君) 日程第5、議案第30号 平成27年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

小林町長。

○町長(小林生吉君) 議案第30号 平成27年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算について、矢上保健福祉課長から内容の説明をいたさせます。

○議長(村山義明君) 矢上保健福祉課長。

○保健福祉課長(矢上裕寛君) 議案第30号 平成27年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

まず、1ページをお開きください。平成27年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算。

平成27年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ197万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ3億450万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年6月24日提出、中頓別町長、小林生吉。

最初に事項別明細書、歳出からご説明いたしますので、7ページをお開きください。9款諸支出金、2項繰出金、1目直営診療施設繰出金では既定額に197万円を追加し、198万円とするもので、これは国民健康保険病院の医療機器の購入により特別調整交付金が交付されることに伴い、追加するものでございます。

次に、5ページをお開きください。歳出、既定額3億253万円に197万円を追加し、3億450万円といたしました。

続きまして、歳入をご説明いたします。6ページをお開きください。2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金では既定額2,049万6,000円に197万円を追加し、2,246万6,000円とするもので、歳出で説明いたしました特別調整交

付金の追加分であります。

4 ページをお開きください。歳入、既定額 3 億 2 5 3 万円に対し 1 9 7 万円を追加し、3 億 4 5 0 万円とし、歳入歳出のバランスをとっているところがございます。

以上、簡単であります。説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第 3 0 号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 3 0 号 平成 2 7 年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第 3 2 号

○議長（村山義明君） 日程第 6、議案第 3 2 号 平成 2 7 年度中頓別町水道事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

小林町長。

○町長（小林生吉君） 議案第 3 2 号 平成 2 7 年度中頓別町水道事業特別会計補正予算について、中原産業建設課長から内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 議案第 3 2 号 平成 2 7 年度中頓別町水道事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1 ページ、平成 2 7 年度中頓別町の水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 4 3 万 7, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ 8, 1 7 9 万 5, 0 0 0 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

7 ページ、事項別明細書の歳出からご説明いたします。なお、全員に配付しております産業建設課グループの補正予算説明資料の 9 ページから水道事業の歳出の詳細を記載して

おりますので、ご参照願います。

1 款水道費、1 項総務費、1 目一般管理費につきまして、既定額に 3 4 3 万 7, 0 0 0 円を追加し、4, 0 4 1 万 4, 0 0 0 円とするもので、1 1 節需用費につきましては修繕費で 2 9 3 万 7, 0 0 0 円を追加するもので、内容につきましては中頓別浄水場ポンプ井ボールドアップ弁修繕で 1 7 9 万 7, 0 0 0 円を計上するもので、これは昭和 5 6 年度の供用開始時から使用しているポンプ井のボールドアップが老朽化で故障し、修繕不能であるため、取りかえるものでございます。次に、中頓別浄水場取水施設堆積土砂撤去で 4 9 万 6, 0 0 0 円を計上するもので、春先の融雪水による平賀内川の増水で取水施設のスクリーンに土砂が堆積し、取水量が減少しているため、正常な水量とするため、その土砂を撤去するものでございます。次に、松音知配水管漏水修理に 3 9 万 4, 0 0 0 円を計上するもので、本年 5 月 1 2 日に松音知地区の川上さん裏の配水管、VP 2 0 0 ミリでございますけれども、それが割れて漏水したため、修繕が必要となったものでございます。次に、一己内橋添架管が漏水しているため、修繕するものでございます。次に、1 5 節工事請負費につきましては、今年度実施する町道あかね 2 号線交付金工事に伴う水道管移設工事で 5 0 万円を計上するものでございます。

5 ページの下段、歳出合計、既定額 7, 8 3 5 万 8, 0 0 0 円に 3 4 3 万 7, 0 0 0 円を追加し、8, 1 7 9 万 5, 0 0 0 円とするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。6 ページをお開きください。2 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金につきましては、既定額に 2 7 7 万円を追加し、5 8 3 万 5, 0 0 0 円とするもので、1 節財政調整基金繰入金の追加でございます。

3 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金につきましては、既定額に 1 6 万 7, 0 0 0 円を追加し、1 6 万 8, 0 0 0 円とするもので、1 節前年度繰越金の追加でございます。

4 款諸収入、1 項雑入、2 目弁償金、1 節水道施設移転補償費については、町道あかね 2 号線水道移転補償費 5 0 万円を計上するものでございます。

4 ページの下段、歳入合計、既定額 7, 8 3 5 万 8, 0 0 0 円に 3 4 3 万 7, 0 0 0 円を追加し、8, 1 7 9 万 5, 0 0 0 円とし、歳入歳出のバランスをとっているものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第 3 2 号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号 平成27年度中頓別町水道事業特別補正予算は原案のとおり可決されました。

◎発議第4号

○議長（村山義明君） 日程第7、発議第4号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書（案）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） それでは、発議させていただきます。

発議第4号。

平成27年6月25日、中頓別町議会議長、村山義明様。

提出者、中頓別町議会議員、宮崎泰宗。賛成者、中頓別町議会議員、西浦岩雄。

安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

別紙をごらんください。

安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇
改善を求める意見書（案）

平成26年成立した「医療介護総合法」は、医療費抑制のため病床・病院を削減し、病院から地域に追い出された患者の受け皿は、地方自治体と住民の自助・共助でいうものです。ただでさえ厳しい自治体財政と医療・介護従事者の人材確保困難の中で、地域の医療と介護を崩壊させかねないものと考えます。介護分野でも要支援者が利用できる訪問介護、通所介護などの保険給付を外し「全国一律の保険給付から、地域ごとの事業へ」と変容させることなどが盛り込まれています。限られた介護保険財政と人材の中でさらに自治体財政を圧迫することになります。

また、医療・介護の現場は現在も深刻な人員不足の中、長時間・過密労働で疲弊しきっています。2013年に日本医労連が実施した「看護職員実態調査」（全国32,372人北海道1,556人）によると、北海道では「慢性疲労」73.7%、健康に「不安」「大変不安」は60.2%となっています。「仕事をやめたい」と75%の看護職員が思い、その理由の1位が「仕事がきつい」2位が「賃金が安い」でした。介護職員も介護労働安定センターの「平成25年度介護労働実態調査」によれば、採用後1年未満の離職率が4割におよび、労働条件の不満は「人手が足りない」（45%）「賃金が低い」（44%）と答え、事業者側も「人材確保がむずかしい」（54%）「今の介護報酬では人材確保・定着のために十分な賃金を払えない」（45%）と答えています。医療・介護の崩壊

をくい止め、安全・安心な医療・介護を提供する上でも大幅増員と賃金など処遇改善が急務です。そして診療報酬・介護報酬の改善なしには、増員も賃金・労働条件改善もないと
いって過言ではありません。

以上の趣旨から、下記事項について要望します。

- 1、医療介護総合法について、自治体・住民に負担をかけない対策を国の責任として講
じること
- 2、安心・安全な医療・介護を実現するため医師・看護師・介護職員を大幅にふやすこ
と
- 3、国民（患者・利用者）の自己負担を軽減し、必要な増員と処遇改善の財源が確保で
きる診療報酬・介護報酬に改善すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年6月25日、北海道中頓別町議会議長、村山義明。

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。

以上、提案させていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第4号を採決しま
す。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と
処遇改善を求める意見書は原案のとおり可決されました。

◎発議第5号

○議長（村山義明君） 日程第8、発議第5号 介護報酬の再改定を求める意見書（案）
を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） それでは、引き続き発議させていただきます。

発議第5号。

平成27年6月25日、中頓別町議会議長、村山義明様。

提出者、中頓別町議会議員、宮崎泰宗。賛成者、中頓別町議会議員、西浦岩雄。

介護報酬の再改定を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

別紙をごらんください。

介護報酬の再改定を求める意見書（案）

平成27年4月より実施された介護報酬は、介護サービスの充実にプラス0.56%、処遇改善プラス1.65%を除くとマイナス4.48%の大幅なマイナス改定となりました。施設関係では特別養護老人ホームが基本報酬で5%を超える引き下げ幅となり、小規模デイサービスでは約10%、予防通所介護・予防通所リハビリに至っては20%を超えるマイナス改定となっており、事業の継続が困難になるほどの下げ幅となっています。

全国各地では、すでに「採算」の合わない事業所の閉鎖・撤退がはじまっており、地域によっては介護報酬の引き下げが住民から介護サービスを奪う事態となっています。社会保障の充実を理由に消費税8%増税を強行したにもかかわらず、今回のマイナス改定は断じて許されません。

厚生労働省は、今回の大幅切り下げの理由として「社会福祉法人の内部留保」を挙げていますが、地域住民の介護を守るほとんどの介護事業者は、改定前の介護報酬のなかでさえ、内部留保どころか介護労働者の賃金確保で精いっぱい状況です。都市部で利益を上げる一握りの事業者を例に挙げ、「介護は儲かっている」との判断は明確な誤りです。広大な過疎地を抱える北海道では利用者確保も難しく、事業所の撤退が相次ぎ、訪問看護などいくつかのサービスが利用できない自治体もあります。

また、処遇改善加算は介護職だけを対象にしていますが、介護現場には看護師・ケアマネージャー・事務職・リハビリ技師・調理職など多様な職種が働いています。介護職場全体のバランスの取れた「処遇改善」には、加算ではなく介護報酬自体の引上げが必要です。

国が「医療介護総合法」のなかで、介護保険制度の運営自体を自治体に丸投げしようとするなか、住民の介護を守り、地域の介護資源を維持させるためには、介護経営の維持と、確保が困難である介護労働者の大幅な処遇改善が実施可能な、利用者負担に拠らない介護報酬の「大幅プラス改定」での見直しが不可欠となっています。

以上の実態を踏まえ、次年度予算編成に向け、誰もが安心して利用できる介護制度の実現を基本にした、介護報酬の見直しが必要です。

以上の趣旨から、以下の事項について要望します。

- 1、平成28年度予算において、介護経営と介護労働者が充実したサービスを提供できるよう、介護報酬のマイナス改定を見直しすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年6月25日、北海道中頓別町議会議長、村山義明。

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。

以上、提案させていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第5号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第5号 介護報酬の再改定を求める意見書は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長(村山義明君) ただいま追加議案として同意第3号 中頓別町教育委員会教育長の任命につき同意を求める件が提出されました。

お諮りします。同意第3号 中頓別町教育委員会教育長の任命につき同意を求める件を日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

◎同意第3号

○議長(村山義明君) 追加日程第5、同意第3号 中頓別町教育委員会教育長の任命につき同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

小林町長。

○町長(小林生吉君) 同意第3号 中頓別町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて。

下記の者を中頓別町中頓別町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

氏名、田邊彰宏。

平成27年6月25日提出、中頓別町長、小林生吉。

この任命の件につきましては、昨日報告をさせていただきましたように、柴田現教育委員会教育長が6月30日付をもって退職するというので、町長として、また教育委員会として同意をしたことに伴い、退任については確定しているところであります。教育委員会制度は新たな制度に移行しているわけでありまして、経過措置として、それ以前に任命された教育長が旧法の改正前の法律でありますけれども、今回その教育長が退任されることに伴いまして、新しい改正後の法律が適用になるということでありまして、今回

初めて新法に基づく教育長としての任命ということの同意を求める案件になっております。

田邊氏につきましては、裏面に資料をつけさせていただいておりますけれども、高校の教員として最後3校の校長職を歴任されて、本年3月に退職をされている方であります。この間、十勝、空知におきまして指導主事、それと後志、上川におきまして高等学校の学校教育指導班の主査ということで、教育委員会行政の経験もおありであるということであります。これから新しい教育委員会制度を運用していくに当たりまして、首長としてのかかわりも強くなっていくわけでありますけれども、義務教育とは違う視点から学校教育の経験も長く、さらに教育行政の経験も長く務められた経験がある田邊氏が新たな教育長に最も適任であるということ、今回任命の同意について提案をさせていただきます。ぜひ満場一致のご同意をもちましてご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

星川さん。

○7番（星川三喜男君） お聞きいたします。

今まで、前町長までは行政職員経験者の方を教育委員に任命しておりましたが、今回このように他町から教育長に任命となったわけなのですけれども、町民にわかりやすく説明してもらいたいということです。なぜ、管内、町内にいなかったのか。探さずに先に道職員経験者の方を紹介してもらってこういうふうになったのか、町民にわかりやすく説明してもらいたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 新たな教育長の選任に当たりましては、これまでここ何人かの教育長につきましては役場職員からの登用ということできた経緯もありますので、当然庁内からの登用についても検討し、今回のような学校長の経験のある方など幅広く検討させていただきました。その中で今回推薦させていただきました田邊さんに至ったかということにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、これから新しい教育委員会制度に移行するという中で、町長としても新しい教育委員会とともに教育行政に積極的にかかわっていくことが求められるというふうになってきます。その中で総合的に判断した上で、教育現場の経験も積まれ、かつ学校等を指導した経験を積まれた方を登用することが最も効果を上げていけるのではないかと、そういう視点から総合的に判断したということです。町内にいないということではなく、町内にもたくさん優秀な方はいらっしゃいますので、それを含めて検討した上で今回の考え方に立ったということであります。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） わかりました。先ほどの町長の説明もありましたが、教育行政法が変わりまして、教育委員会の人間ではなくて町長の任命という、町長の任命責任が重くなったわけなのです。そこで、今回出された田邊氏は、町外からで町内のことは全くわからない人が来るわけですね。その職について、役場内でいろんなことがあった場合、

今まで過去2人、3人、任期途中でやめていったわけなのです。どういうわけか、いろいろと事情があったということでやめられたわけなのですけれども、新しく来られる教育長に対して、そこで中頓別町内、また役場内のこともよく知らないで来られるわけですので、その点で、あらゆる要求等が出された場合、町長がその問題点に応じていくつもりなのかどうか、再度お伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） これまでの経緯はともかくといたしまして、今後につきましては、私は田邊さんとお会いして本当に熱意を持って本町に来ていただけるというふうに確信しております。その中で、教育長の力を最大限に発揮していただけるように、町長として全面的にサポートしながら教育行政を推進していくという考え方で進めていきたいというふうに思っています。

○議長（村山義明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、これより同意第3号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

同意第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山義明君） 起立多数です。

よって、同意第3号 中頓別町教育委員会教育長の任命につき同意を求める件は同意することに決定しました。

◎閉会中の継続調査について

○議長（村山義明君） 日程第9、閉会中の継続調査の件を議題とします。

いきいきふるさと常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、お手元に配付しました申し出のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。本件については、各委員長申し出のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の議決

○議長（村山義明君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(村山義明君) これで本日の会議を閉じます。

平成27年第2回中頓別町議会定例会を閉会します。

(午後 1時50分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員